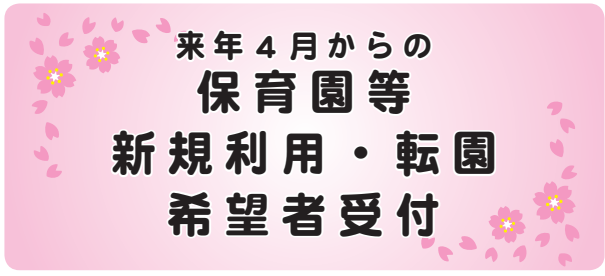


来年4月からの 保育園等 新規利用・転園 希望者受付



平成30年4月 利用申請手続き
市では、来年4月から市内の保育園等の利用を希望する方の新規申請を受け付けます。第一希望の保育園の受付指定日に、必ず印鑑（朱肉を使うもの）をお持ちのうえ、お越しください。なお、仕事等で受付指定日に来庁できない場合は、期間中の他の受付日にお越しください。認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の受付指定日は設けていませんので、下表期間内で受け付けます。

また、29年度中に申請をし、現在利用待機となっている方も、新たに30年度の申請が必要となります。

新規利用受付期間 30年1月9日（火）～13日（土）
受付日時（希望保育園別）
下表のとおり

受付場所 子育て推進課（市役所1階12番窓口）
申請書等の配布 子育て推進課、各保育園、各市民センター、子育て支

新規利用申込受付日時（希望保育園別）

受付日	1月9日（火）	10日（水）	11日（木）	12日（金）	13日（土）
受付時間	午前9時～午後5時				午前9時～午後1時
第一希望の保育園	青梅みどり第一・第二、青梅ゆりかご第二、おそき、かすみ、成木、梅郷、日向和田、二俣尾、三田、よしの	青梅梨の木、新町、新町西、新町東	今寺、かすみ台第一・第二・第三、河辺、鈴の音 午後5時～8時（夜間窓口） 特に指定はありません	今井、青梅、上長淵、駒木野、ちがせ、友田、長淵、畑中	特に指定はありません

※この期間を過ぎたの申請は、第2次選考以降の取り扱いとなります。

保育園一覧表（50音順）（平成30年4月1日予定）

保育園名	住所	電話	定員	開所時間	0歳児受け入れ月齢
1 今井	今井2-1125-2	31-5856	130	7:30～19:00	5・6日を経過した翌月1日から
2 今寺	今寺1-531-2	31-1268	120	7:00～20:00	
3 青梅	滝ノ上町1274-1	22-2872	100	7:00～19:00	
4 青梅梨の木	河辺町6-12-3	24-7481	110	7:00～20:00	
5 青梅みどり第一	師岡町4-8-8	23-3600	110	7:00～20:00	
6 青梅みどり第二	師岡町1-113-20	24-7400	100	7:00～20:00	
7 青梅ゆりかご	師岡町3-10-5	23-5527	40	7:00～19:00	
8 青梅ゆりかご第二	東青梅5-22-2	24-4455	70	7:00～19:00	
9 おそき	小曾木4-2227-1	74-5315	110	7:15～19:15	
10 かすみ	東青梅6-1-12	22-2235	80	7:00～19:00	
11 かすみ台第一	大門2-253	31-5760	190	7:00～20:00	
12 かすみ台第二	野上町3-12-1	23-3045	210	7:00～20:00	
13 かすみ台第三	谷野191-1	31-1293	70	7:00～19:00	
14 河辺	河辺町4-20-12	22-1321	170	7:00～20:00	
15 上長淵	長淵7-311	23-1569	110	7:00～20:00	
16 駒木野	駒木町2-46-1	22-4804	110	7:00～20:00	
17 新町	新町2-21-9	31-5302	160	7:00～20:00	
18 新町西	河辺町7-14-2	31-1429	165	7:00～20:00	
19 新町東	新町8-5-2	31-2363	170	7:00～20:00	
20 鈴の音	大門3-4-5	31-7841	80	7:30～19:00	
21 ちがせ	千ヶ瀬町3-389-9	24-4152	150	7:00～20:00	
22 友田	友田町4-106	22-7935	110	7:00～19:00	
23 長淵	長淵4-225	22-8102	95	7:30～19:00	
24 成木	成木4-683-5	74-7321	65	7:15～18:45	
25 梅郷	梅郷3-776-7	76-1088	70	7:15～19:15	
26 畑中	畑中2-593	22-8103	100	7:00～19:00	
27 日向和田	日向和田2-374-7	23-3420	80	7:00～19:30	
28 二俣尾	二俣尾4-1067	78-9466	45	7:15～18:45	
29 三田	沢井2-843	78-8022	40	7:15～18:45	
30 よしの	柚木町2-312-1	76-0809	65	7:30～19:00	

注意 援センター、中央図書館
▽各保育園等には定員があるため、希望する保育園等を利用できない場合があります。
▽申請書と一緒に配布している「平成30年度保育園等利用の御案内」を必ず読んで、手順をご確認のうえ、申請してください。
▽必要書類が不足している場合は、申請を受け付けることができませぬのでご注意ください。

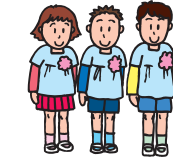
希望の保育園等の変更について（注意）
30年度4月利用申請した希望の保育園等の変更は、申請受付期間内のみ可能です。希望の保育園等を変更したい場合は、30年1月13日の午後1時までに、印鑑（朱肉を使うもの）をお持ちのうえ、子育て推進課で手続きをしてください。

転園を希望する方法
現在、保育園等を利用している方で、別の保育園等へ転園を希望する場合は、あらかじめ現況届を現在通園中の保育園等に提出し、新規利用申請受付期間中に印鑑（朱肉を使うもの）をお持ちのうえ、別途転園希望の手続きを、子育て推進課でしてください。

希望する方
市外の保育園等の利用を希望する場合、利用を希望する市区町村に申請期日（申請期日は、各市区町村により異なります）を正確に認めるうえ、申請書に必要な書類を添付し、子育て推進課で手続きをしてください。

保育料決定に必要な書類を提出してください
保育料は、市民税額に基づき決定します。29年1月1日現在の住所が市外の方は、保育料決定のための書類として、両親の平成29年

度区市町村民税（非）課税証明書を子育て推進課へ提出してください。
なお、原則として提出された書類は返却できませんので、提出はコピーでも結構です。
※正当な理由なく必要書類を期日までに提出しない場合は、利用決定が取消しになることがありますのでご注意ください。
お問い合わせ 子育て推進課 保育・幼稚園係



ひきこもりの問題を抱えているご家族のための相談会

ひきこもりが長期化する、社会的自立が困難となり、社会から孤立していく状況に陥りやすい傾向があります。
このような状況を改善するための第一歩として、ひきこもりの問題を抱えているご家族への支援のため「相談会」を開催します。

日時 11月15日（水）
①午前9時から②10時30分から③午後1時10分から④2時40分から

会場 市役所内相談室
対象 15歳～おむね39歳の若年者の家族
定員 先着4家族（予約制）
費用無料
その他 専門的知識を持ち、経験豊かなNPO法人の相談員が相談をお受けします。

申し込み 電話で子ども家庭支援課青少年担当へ

平成29年度 子ども・若者育成支援強調月間

子ども・若者が社会の一員として健全に育つよう、地域全体で支えていく社会を築くことが重要です。内閣府では、11月を「子ども・若者育成支援強調月間」と定め、子ども・若者育成支援に関する理解と参加を促す期間としています。

子ども・若者が社会の一員として健全に育つよう、よりよい育成環境づくりにご協力ください。

また、子ども・若者の薬物乱用や深夜はいかいなどを見かけたら、11番してください。

お問い合わせ 子ども家庭支援課青少年担当

11月は「児童虐待防止推進月間」

いちはやく知らせる勇気 つなぐ声
平成29年度「児童虐待防止推進月間」標語

子どもたちが輝いている社会は、明るく活気に満ちています。子どもは、私たちの夢であり、希望であり、次の社会を担う宝です。
しかし、子どもたちに對する虐待や命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。
国では、11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待防止のためのさまざまな広報・啓発活動を行っています。

子どもを守るために 虐待から守るために
「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときは、ためらわずに子どもを虐待から守るために、市町村や児童相談所への連絡が、子どもを虐待から守るための大きな一歩となります。

「虐待かな？」と思ったら
すぐに子ども家庭支援センターまたは児童相談所へご連絡ください。
「虐待」かどうかの判断は、子ども家庭支援センターや児童相談所が行います。連絡の内容が虐待に当たらない場合でも責任を問われることはありません。
また、連絡の内容や誰が連絡をしたかなどは、児童相談所や児童家庭支援センターに伝わりません。

お問い合わせ 子ども家庭支援課支援係

▼市子ども家庭支援センター ☎24・2126
▼都立川児童相談所 ☎042・523・1321
▼児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（イチハヤク）：虐待かもと思つた時などに、24時間365日児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。お近くの児童相談所に近づきます。

